

平成 27 年 10 月 27 日

開 議

第 11 回

酒田市教育委員会会議録

第 1 1 回 酒田市教育委員会 会議録

1 日 時 平成 2 7 年 1 0 月 2 7 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分 開会
午前 1 1 時 1 5 分 閉会

2 場 所 酒田市役所中町庁舎 6 階 6 1 号会議室

3 出 席 者

出席	欠席	教 育 長	村 上 幸 太 郎
出席	欠席	委 員	浅 井 良
出席	欠席	委 員	齋 藤 義 明
出席	欠席	委 員	西 村 薫
出席	欠席	委 員	國 眼 眞 理 子

4 説 明 者

出席	欠席	教 育 部 長	大 石 薫
出席	欠席	管 理 課 長	桐 澤 聡
出席	欠席	学区改編推進主幹	大 沼 康 浩
出席	欠席	学 校 教 育 課 長	今 野 誠
出席	欠席	学 校 教 育 課 指 導 主 幹	齋 藤 司
出席	欠席	社 会 教 育 課 長	清 野 誠
出席	欠席	図 書 館 長	阿 部 博

5 議 事 日 程

- 日程第 1 会期決定
- 日程第 2 会議録署名委員の指名
- 日程第 3 前回会議録の承認
- 日程第 4 議事
- 日程第 5 教育長の報告
- 日程第 6 その他

◎ 開議

(村上教育長) ただいまより、平成27年第11回酒田市教育委員会を開会いたします。
本日は、西村委員が欠席であります但定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

◎ 会期決定

(村上教育長) 日程第1 会期の決定 を議題といたします。
会期は、本日1日限りとしたいと思ひますが、ご異議ございませんでしょうか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎ 会議録署名委員の指名

(村上教育長) 次に日程第2 会議録署名委員の指名 を議題といたします。本日の署名委員に齋藤委員と國眼委員を指名したいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、会議録署名委員は齋藤委員と國眼委員に決定いたしました。

◎ 前回会議録の報告

(村上教育長) 次に日程第3 前回会議録の承認 を議題といたします。前回会議録については、お手元の会議録の写しをご覧ください。この会議録の内容についてご異議ございませんでしょうか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議ないようですので、承認といたします。

◎ 議事 議第 3 2 号 酒田市教育委員会を実施機関とする個人情報保護に関する規則の一部改正について

(村上教育長) 議事に入る前に、本日の案件に議第 3 3 号 教職員の内申について を追加提案いたしましたのでよろしくお願いいたします。

それでは日程第 4 議事に入ります。議第 3 2 号 酒田市教育委員会を実施機関とする個人情報保護に関する規則の一部改正について を議題といたします。これについてご提案願います。

(管理課長) 議第 3 2 号 酒田市教育委員会を実施機関とする個人情報保護に関する規則の一部改正について、ご説明します。最初に経過及び改正理由についてご説明をさせていただきます。平成 2 5 年 5 月 3 1 日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称「番号法」）」が公布され、本年 1 0 月 5 日に施行されたところです。いわゆるマイナンバー制度の根拠法となるものです。これに伴いまして、酒田市では、特定個人情報保護条例を 8 月の臨時市議会に提案をいたしまして、番号法の施行に合わせて制定をしたところです。個人番号をその内容に含む個人情報を「特定個人情報」とし、これまでの個人情報保護条例に規定する個人情報と取り扱いが異なる場合があることから、新規に条例を制定したところであります。また、この条例に合わせて市長部局で規則を制定したことから、教育委員会を実施機関とする個人情報に関する規則を改正しようとするものであります。

具体的な規則改正の内容ですが、議案の後ろの方に資料をつけております。最初に、2 ページをご覧くださいと思います。現行の酒田市教育委員会を実施機関とする個人情報保護に関する規則をつけておりますが、ご覧のとおり、本則の形式といたしまして、条文がない規則になっております。また、個人情報保護条例及び市長部局の規則の例によるというような規定になっております。これが、現状の規則ということになります。1 ページ目の方にお戻りいただきますと、新旧対照表でございますが、右側の旧規則をご覧くださいますと、酒田市教育委員会が保有する個人情報、酒田市個人情報保護条例、酒田市個人情報保護条例施行規則ということで、規定されているところに、左側に記載のとおり、特定個人情報、それから、酒田市特定個人情報保護条例、酒田市特定個人情報保護条例施行規則を加え、教育委員会でもマイナンバー制度による特定個人情報の取り扱いを市長部局と同様に行おうとするものであります。なお、現時点で、教育委員会が保有する特定個人情報というものはあまりないわけですが、今後マイナンバー制度の進捗に合わせて、こういったものが出てくる可能性もありますので、そういった意味で受け皿づくりをしようとするものであります。

この規則の施行につきましては平成 2 7 年 1 1 月 1 日からとしております。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

(村上教育長) ただ今の提案に関しましてご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(齋藤委員) この酒田市指定個人情報保護条例、平成27年条例第30号と、同規則の施行規則平成27年規則第25号とありますが、この概略的な中身について教えていただければありがたいです。

(管理課長) 酒田市特定個人情報保護条例につきましては、先ほども申しあげました番号法の施行に伴いまして、法律で補えないようなもの、特にその法律の中で、市町村長が独自に定めていくことが規定されているようなところを、条例の中に規定しているというようなこととなります。それから、それに伴う規則につきましては、条例に規定された内容の実務的な規定について記載をしているということとなります。例えば、いろんな申請をする際の申請書類の様式であるとか、そういったものが規則の中に盛り込まれているということとなります。簡単な概略ですけれども、そのような形で条例、規則を定めているという状況であります。

(齋藤委員) 施行規則に関しては手続き上の問題ということで、この平成17年に定められた施行規則の中にも、例としてあるようですが、その前段となる今回の特定個人情報保護条例の中で、前に、酒田市の個人情報保護条例の定めの中にいろんな事案事例として、こういうものというようにあるのですが、今回はそういったところがどのように変わったのか教えていただきたいと思えます。

(管理課長) 個人情報保護条例の取り扱いと、特定個人情報保護条例の取り扱いについて、一部異なるところがございます。例えば、個人情報保護条例の場合の個人情報というものは、あくまでも個人、市民が対象になってまいります。特定個人情報になりますと、マイナンバーについては、法人も番号を持つということがありますので、法人も特定個人情報の中に対象として含まれてくるというようなところが、第一点、取り扱いが異なるということとなります。それから、それ以外といたしましても、例えば目的外利用であるとか、外部提供の制限であるとか、こういったところにつきましても、旧来の個人情報保護条例、それから特定個人情報保護条例において一部違った扱いが出てくる場所もございます。そういったところがありますので、別に規定を設けているというところでもあります。

(齋藤委員) ありがとうございます。

(村上教育長) 他にご質問ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

他にないようですのでお諮りをいたします。議第32号 酒田市教育委員会を实施機関とする個人情報保護に関する規則の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第32号は提案のとおり決しました。

◎ 議事 議第33号 教職員の内申について

(村上教育長) ここで発議いたします。議第33号の案件は人事案件となります。そのため、議第33号につきましては、酒田市教育委員会会議規則第14条に基づき、非公開といたしたいと思います。

議第33号を非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全委員 挙手)

(村上教育長) 出席者委員3名の内、全員の挙手がありました。出席委員の3分の2以上の賛成がありましたので、議第33号は非公開といたします。なお、本件につきましては、教職員の人事に関する案件でありますので、説明者以外の事務局職員の退席を求めます。暫時休憩いたします。

— 非公開 —

◎ 教育長報告

(村上教育長) それでは再開いたします。日程第5 教育長の報告ですが、今回は私からの報告はございませんので、次に日程第6 その他に入ります。

◎ その他

(村上教育長) 報告事項1、平成27年9月定例市議会における質問状況について 教育部長より報告をお願いします。

(教育部長) 先週終わっておりますが、皆さんのお手元に平成27年9月定例会の資料をお配りしております。最初に開いていただきまして1ページ目、今議会は丸山市長の初めての議会になりますので、市長の所信表明が行われました。それに対する質問が出ております。答弁には出てこないのですが、1ページの最初、関井美喜男議員の中で、(1)の②、市政運営に関する事で、「来年度予算に直ちに反映する具体的な施策は」という質問があり、この中で市長が答えているのですが、その中で教育委員会に関わる部分としては、伝統芸能等の後継者育成、教育支援員の充実、光丘文庫の資料の活用、この3点について、来年度予算に直ちに反映する具体的な施策ということで答弁をしておりますので、教育委員会の予算要求としてもこの3点については、しっかり予算要求していくことを考

えております。

あとは質問事項が続きまして、質問の概要と答弁につきましては、8ページをご覧ください。8ページの梶原議員の代表質問で、市長の所信表明に関しまして、酒田の子ども学力向上推進会議について、どのような会議なのか、具体的にどのような学力向上対策を行っていくのかという質問で、これについては市長が答弁をしております。市長の所信に関する答弁なので、下にありますように、会議の内容、あるいは第1回目の会議はどのようなものが行われているか、2回目の学力向上推進会議の中でしっかり対策をとっていく、合わせて総合教育会議でも意見交換をしていきたいと、これは市長の答弁となります。次の9ページの田中廣議員も同様に市長の所信表明に関して、人財育成、市長の場合は財産の財を使っています。この人財の意味合いにはそういったことを表しています。人財育成の取り組みと社会教育ということで、人づくりと社会教育との連携、社会教育施設の指定管理、指定管理をすることで、市が社教から離れていくのではないかとという意味合いで質問があり、これについても市長が答弁をしています。社会教育の取り組みにつきましては、生涯学習社会の充実はもちろんでありますが、あえて教育という言葉を使って社会教育という言葉が強めに出して、人財育成を重視する姿勢を示させていただいたことと、指定管理についても、本来の設置目的に沿って市が責任を持って機能が果たされているか監督する必要があるということを市長が答弁をしたところです。

次の10ページからは一般質問で、これについては、教育委員会のほとんどを教育長が答弁したところですが、10ページの佐藤伸二議員からは、本市の教育ということで、小中学校の通学状況、不登校の状況、フリースクール、都会の子供の受け皿、外国語の体験の場ということで、これは一貫して、学区の統合が行われているということで、統合によって通学状況が変わることに対する心配な面、あるいは不登校、それからその不登校の子供たちの受け皿としてのフリースクール、また、広くフリースクールということで、都会の子どもの受け皿とか外国語体験のできるような場としての学校ができないかということで、いずれにしても統合後の空き校舎の利活用を想定しているということで質問をしているということでした。それについては答弁内容記載のとおりですが、11ページの一番下の行、結論からいいますと、不登校児童・生徒への対応、都会の子どもとの交流の場、外国語体験の場も含めて、今後の統合による校舎の総合的な利活用については、地域の皆さまの意見をいただきながら検討していくということで、空き校舎の活用という目的の中での質問となっております。

13ページの高橋正和議員につきましては、小・中学生の校内暴力、現状認識と対応、本市の現状と課題、指導体制について質問されまして、全国的な現状と、本市の状況、本市については校内暴力の増加の要因、14ページにいきますと本市の現状ということで、本市については平成26年度、小学校では報告されていないが、中学校では生徒間暴力による負傷が2件報告されている状況と、負傷事故としての報告には至らないものの、小学校、中学校ともに感情をコントロールできない子どもへの対応が必要な状況は、全国傾向と同じというような答弁を申し上げております。指導体制についても、小学校中学校それぞれ対応している旨の答弁をしております。

15 ページの大壁議員は、学力向上に向けた取り組みということで、全国学力・学習状況調査の結果あるいは現在の子どもたちの学力、学校外の学力向上に向けた取り組みということでそれぞれ質問があり、答弁要旨にあるとおりに、それぞれ計画面について丁寧にお答えをしているところです。

19 ページの武田恵子議員は、「詩人 吉野弘」を市民のものにということ、これまでの本市の取り組みと成果、あるいは今後の取り組みについてということで質問がありました。答弁につきましては、昨年度からいろいろ取り組みをしておりましたので、昨年度の取り組みの様子、あるいは今年度の取り組みについて、これはほとんど今後になりますけれども答弁を申し上げたところです。また、20 ページにあります(2)で、今後の取り組みについてということで、副読本を作る気はないかという質問があつて、少し薄い冊子でも作りたいと思っておりますが、著作権等の課題からもう少し協議をさせていただきたいという答弁をさせていただいたところです。吉野さんの展示の考え方も聞かれています。残念ながら市として所有している資料がないということで、専門的な展示は難しい訳ですが、市の施設の一角の有効活用を検討していきたい旨の回答をしているところです。

21 ページの阿部ひとみ議員は、18歳以上の選挙権について、これについては4人の議員から質問がありますが、これに対して、教育現場での取り組みという質問が出ています。阿部ひとみ議員につきましては、教育現場で投票の前提としての政治に関心の持てる教育が不可欠と考えるということで、子ども議会、議会傍聴、模擬選挙等さらなる実践的な取り組みについて質問がございまして、答弁としましては、現在の小学校、中学校の社会で取り組んでいる学習内容について答弁をしているところです。

23 ページの江口議員も、18歳の選挙権についての取り組みで、18歳の選挙権が適用されるにあたって、学校教育においてどのような対応をされるのかということで質問がありましたが、いずれにしても新たな取り組みをするというよりは、現在やっている小学校中学校の課題について、しっかりとやっていきますということを答弁しているところです。

25 ページ佐藤猛議員も18歳選挙権について、ガイドラインやルール作り、あるいは副教材に基づく具体的な活動ということで、いずれにしても高等学校での取り組みになるわけですが、義務教育から見た考えを述べて、主権者教育ということで、しっかりと小学校中学校で段階的に教育をしていきますということで答弁をしております。

27 ページにいきますと、市原栄子議員からは、市長の所信表明に関して、教育委員会との関係、教育委員会は首長から独立した機関となっているわけですが、その首長の考えはどうかということ、あるいは前市長によって策定された、教育に関する施策の大綱について、受け継いでいくのか、あるいは学力テストの関係で、県知事の「上位校くらいは公表してもいいのではないか」という発言を受けて、市長としてどういうふうを考えているのかという質問がありました。それと、市内で9月24日に猿の目撃情報が多発して、それについて学校での取り組み、学校での取り組みは良かったという事例を引き合いにするためにはどんな取り組みをしましたかという質問がされています。答弁としては、27 ページの下の答弁は、これは市長が答弁をしています。市長の答弁で、教育委員会は市長か

ら独立した執行機関であるという認識に変わりはないということで、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しながら教育行政を担っていくと認識していると、このことは前の市長と同じであること、酒田市教育等に関する施策の大綱についても総合教育会議において協議し策定したもので、市長自身が副市長の立場で大綱の策定に関わっており、市長になった後でも大綱を受け継いでいくといったことで市長が答弁しております。28ページにいきまして、学力テストの公表についても市長の答弁が入りまして、全国学力テストの実施の趣旨は、児童生徒の学習状況を把握し指導に役立てることであり、この趣旨に沿ってテストの結果を十分に活用していくのが大切だと考えるということで、公表については市長としては教育委員会の判断を尊重していきたいと答弁しております。教育長につきましても、現段階で公表がどういう形になるかは分からない訳ですが、やはり順位だけの公表だと序列化につながるということで、例えば学力向上につながる優れた取り組み、あるいは具体的な実践例などを広く県内に紹介するような公表であれば参考にできるのではないかと答弁しております。猿の目撃時の伝達については、複数の小学校の校舎内にも猿が出た関係で、けがなどを防ぐために猿に近づかないよう、刺激しないようにといったような連絡を各学校にしたという経過を説明しました。

最後に30ページ、齋藤周議員からは、再び18歳選挙ということで、学校内で政治活動ができる環境作りについてということで、高校生の選挙活動には様々な制限があるが、市教委として今後高校生の政治活動についてどう考えるかということ、高校生が自由に発言できる場の確保についてということで、学校現場で選挙について議論する場が必要ではないかと考えているが市教委としてどう考えているかということで、高校生の政治活動、高校での政治的発言という部分について、教育委員会としての考えを求められたところです。どちらにしても、現在、文部科学省が「政治的教養の教育と生徒による政治的活動等に関する通知案」というのを示して、作っているようでございますので、そういった内容を照らし合わせても一定程度の制約は受けるのではないかとということで、そういったことも妥当ではないかということも答弁したところです。自由に発言できる場の確保についても、同様に国の通知案に基づいて妥当ではないかということも答弁したところです。いずれにしても主権者教育は高等学校からスタートするのではなくて、小中からの積み上げだということで、そういったところも答弁したところです。

今回の議会については以上でございます。

(村上教育長) だいぶ今回質問が多いのですが、対応をいろいろ重ねてきたところでした。ただ今の報告にご質問ご意見はございませんでしょうか。

(浅井委員) 市長選挙の時に、丸山新市長の選挙のチラシやパンフレットに、学習支援員の施策の充実とか、学力向上対策事業の充実とか書いてありましたが、今回の丸山市長の所信表明で、教育についての部分でどんな風なことを述べているかということをお教えいただければと思います。概略的で結構ですが、かなり今回教育に関しては、強く出してきたのかなと思っているところです。

(教育部長) 学力の向上と、教育環境の充実こういったものについてはしっかりと打ち出しをしております。今回特に市長の市政方針となる人財、人の財産というのを強調していますので、そういった部分ではやはり教育についても、具体的にやれるものはすぐ取り組むという姿勢で書いていますので、あとで予算の説明等もありますが、そういったものも沿うような形で、予算要求がなければ始まりませんので、しっかりと予算要求をしていきます。参考までに後でお渡しします。

(浅井委員) 具体的に、例えば酒田の子どもの学力向上推進会議とか、そういった名前も出していたのですか。

(村上教育長) 所信表明で、推進会議の名前は出しています。よろしいでしょうか。

(浅井委員) はい。

(村上教育長) 他にご質問ご意見ございませんか。よろしいですか。

それでは、次に各課より報告事項がありますので報告してもらいます。それでは管理課よりお願いします。

(管理課長) それでは報告事項の2 教育委員会への要望について報告させていただきます。平成27年度上半期、教育委員会に提出されました主な要望についてご報告をします。

最初に平成27年度酒田市教育条件整備に関するお願い、27年度となっておりますが、内容としては28年度の予算要望に関しての内容ということになります。要望日が9月24日、要望者は、酒田市の小学校校長会、中学校校長会の代表の方が教育委員会の方に訪問されて要望書を提出されています。内容につきましては、優先的に整備を要望する項目として、1～9まで9項目ほど上げております。①の喫緊の課題に対応する人的配置の充実については、特に今も話題となっております教育支援員の件であるとか、特別支援教育の巡回相談員の拡充、そういったことについて要望をされております。学力向上につきましては、NRT知能検査の継続であるとか、国語・算数・数学・英語の強化というようなことについて要望がされております。以降につきましては、次のページに写しを添付しておりますのでそちらをご覧くださいと思います。なお、この要望につきましては、教育委員会事務局だけでなく、例えば危機管理課であるとか、文化スポーツ振興課といった市長部局への要望も含めてまとめて持ってきたというようなところ です。

2番目としまして、琢成小学校のグラウンドの改修についてです。9月30日に、要望者としてコミ振会長、体育振興会、PTA会長、スポ少といったところから出されております。小学校の校長先生から持参いただいたものです。主な内容としましては、琢成小学校のグラウンドの表面の砂がなくなっている、あるいは大きな石が露出していたり、夏場に地面が固くなっているというようなことから、抜本的な改善のための改修をお願い

したいというような内容で、これにつきましても、写しを後ろの方につけさせていただいております。教育委員会への要望については以上でございます。

続きまして、報告事項の3番目、平成27年度山形県学校給食優良学校等表彰についてご報告をいたします。平成27年度山形県学校給食優良学校等表彰について、酒田市立宮野浦小学校が受賞するというので、決定をしております。受賞となります給食での取り組みについては、以下に記載をしております4項目を中心に行っているというようなことでございます。なお、表彰式については、平成27年11月19日、川西町の方で行われる予定です。以上です。

(村上教育長) 管理課から2件報告がありました。このことについてご質問やご意見はございませんでしょうか。

(齋藤委員) 報告事項の2について意見として言わせていただきたいのですが、校長会の方から、いろんな要望事項が出ているわけですが、喫緊の課題に対する一番優先的なものというところに焦点を絞っていきたいと思うのですが、当然これを実施するに当たり、予算措置的なものもこれから検討していかなければならないということが多々あると思うのです。予算措置だけでなく、この中で、ある程度優先的に、例えばそれが施策として実現できるのであれば、その評価基準もぜひ検討していただければありがたいと思います。評価基準といいますと、優劣をつけるという意味に捉えられると思いますが、実際に各現場で何が足りないのか、何が足りているのか、どうすればもう少し効果が上がるのかというところのデータの精査が非常に必要になってくるのではないのかと思われまので、その辺も、施策を実施するに当たり、当然現場の先生方からはいろんなご意見多々あると思います。現状で苦しい部分も多々あるのかと思いますが、今後の市の財政、人的な配置的なものを考えた場合に、そのようなところも考えていかなければ、我々自体も説明ができない事態になるのかなど、今後そのような事態に行く可能性が大だと思えます。ですからその辺も、施策を行った時の評価基準、それも考えて実施していただきたいと思えます。それと、それを実施するに当たり、単年度では効果が出ないというのは、皆さんこれまで実践なされて十分わかっていることでもありますから、それを多年度行うような要望の仕方、市長部局とのやり取りというものをもう少し重ねていながら、この校長会の要望書の方の最後にありましたが、現場の意見も聞きながらということになるわけですが、その辺もぜひ再考をしていただきながら、施策に向けて頑張っていただければ大変ありがたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

(村上教育長) ただ今の意見に管理課長何かありますか。

(管理課長) 最近、いろんなところでPDCA、評価、チェックが求められているといったこともありますので、こういった評価基準も、出せるものについては出しながら進めていかないと、委員のおっしゃるとおり、いろんな所への説明がやはり大変になってくる

かなと思います。ただ、すべて評価基準を作って、それをクリアできるかというような数値的なものが出せるかというのと、そうでないものももちろんありますので、それにつきましては、内容を検討しながらできるところはやっていきたいと思います。

(齋藤委員) よろしくお願いたします。

(村上教育長) 他にございませんでしょうか。ないようでしたら次に進みたいと思います。続いて学校教育課長からお願いします。

(学校教育課長) 今日の冒頭に教育長の方からもありましたが、平成27年度山形県教育功労者表彰について報告です。山形県教育功労者表彰の概要につきましては、山形県教育委員会で、本県における教育、学術及び文化等の振興に関し、特に功労があった方を県表彰規定に基づき表彰を行っているもので、今年度の教育功労者表彰受賞者として、酒田市からは、浅井先生です。今年度、酒田市教育委員会は、長年にわたり小学校教員、指導主事、管理職として学校経営及び学校教育指導行政の推進に尽力され、本市及び庄内の教育に数々の功績を残した方として、浅井良先生を推薦しました。それに対し先般、山形県教育委員会から、9月定例教育委員会において、浅井先生の受賞が決定し、県としての公表は、マスコミ等に対して10月末に行う予定であることの連絡がありました。その公表は、今日の新聞の方に載っていたというような状況です。なお、表彰式は11月19日(木)に山形市で行われる予定です。以上です。

(村上教育長) ただ今の報告に、ご質問などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。続いて社会教育課長の方からお願いします。

(社会教育課長) 報告事項5 松山城址館開館記念 酒田市の文化遺産を活用した地域活性化プラン事業「能・狂言」体験ワークショップについて報告をいたします。

事業の目的としましては、県指定の無形民俗文化財「松山能」を次世代に継承するため、文化庁の文化財を活かした地域活性化事業の助成を受け、実施されたところです。事業は、「能・狂言」体験ワークショップの実施と、伝統芸能フェスティバルとして萬狂言と、松山能の特別公演を実施いたしました。このうちの「能・狂言」体験ワークショップにつきましては松山地域3小学校の全児童を対象に、伝統芸能への理解を深めることと、次世代への継承の契機とすることを目的として開催しました。事業内容としましては、9月29日の火曜日に、松山城址館を会場にして、松山小学校、内郷小学校、地見興屋小学校の児童168名を対象として行いました。このうち5年生児童33名は、実際に舞台上に上がって指導を受けたところです。講師につきましては、野村万禄さん、野村晶人さん、河野佑紀さん、野村虎之助さんにご指導いただいたところです。内容につきましては、野村万禄さんより、狂言が能と一体的に発展してきた歴史の講話の後、狂言の笑い方や泣き方、すり足などの所作、動物の鳴き方などを指導していただきました。また、一門の野村晶人

さん、河野佑紀さん、野村虎之助さんの3人による狂言、「盆山」が演じられたところです。参加した児童たちは、楽しみながら伝統芸能を学ぶことができ、大変有意義な事業となりました。以上報告いたします。なお、その時のビデオ撮影をしたものができておりますので、これにつきましては3小学校の方に配りまして活用していただくことにしております。以上です。

(村上教育長) ご質問ご意見ございませんでしょうか。それでは、各課の報告は以上でございます。委員の皆様方の方からお話ございましたらばお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、以上もちまして本日の日程はすべて終了しましたので閉会いたします。ありがとうございました。